

宗像市スポーツサポートセンター実証事業業務委託 仕様書

本仕様書は、宗像市（以下、「発注者」という。）が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めたものである。

1 委託業務名

宗像市スポーツサポートセンター実証事業業務委託

2 業務の目的

本事業の目的は、市民の「週 1 日 30 分以上のスポーツ実施率の向上」とする。その達成に向け、“様々な世代”がスポーツに親しむことができる「きっかけ」となる場をつくり、その参加者自らが、日々のスポーツ活動に取り組む行動変容を起こすことを目指す。

3 履行場所

宗像市民体育館多目的室 外（宗像市内）

4 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 業務概要

スポーツ施策の「受け手」と「担い手」を繋ぐハブ機能として、地域の多様な主体（民間企業・団体等）と連携し、スポーツのきっかけづくりとなる体験プログラムを構築する。この構築にあたっては、ただの体験ではなく、体験参加後に自身でスポーツ活動に取り組んだり、民間サービスに加入したりする等、参加者が行動変容を起こす仕組みを踏まえて構築すること。

6 業務内容

(1) 対象者

市民全世代（幼児期、学童期、青年期、成人期、壮年期、老年期）、障がい者
各世代の組み合わせは自由（世代別にそれぞれ実施、世代を組み合わせで実施も可）。
なお、青年期のうち中学生を対象としたきっかけづくりの取組みは必須とする。

(2) 事前準備

本業務の実施に先立ち、業務目的及び内容を把握した上で実施計画を策定し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

(3) 詳細業務

ア 体験プログラム構築

(ア) アウトリーチ型（訪問型）

地域の多様な主体（民間企業・団体・クラブ等）と連携して、商業施設や公園、地域のイベント等へ出向き、スポーツ実施意欲を喚起する体験事業を企画・実施する。

(イ) インリーチ型（来場型）

地域の多様な主体（民間企業・団体・クラブ等）と連携して、市民体育館多目的室や受注者の活用できる場所で、スポーツ実施意欲を喚起する体験事業を企画・実施する。

イ パートナーシップ構築

市民が参加可能なプログラムを提供できる多様な主体（民間企業・団体・クラブ等）との連携体制を構築する。

ウ マッチング支援

体験プログラムの参加を通してスポーツに関心を持った市民に対し、個々の興味やレベルに応じたプログラムの情報提供、体験機会の調整、自主サークルへの移行等の支援を行う。

その際、スポーツサポートセンター事業参加者に対し、紹介状などを発行し、紹介状を受け取った人数や実際に民間サービス等へ移行できた人数を把握する。

エ 成果把握と報告

「7 成果指標」に定める各指標を測定・分析し、発注者へ定期的に報告する。特に、民間サービスへの加入状況については、連携事業者と協力して正確に把握する。

7 成果指標

指標区分	成果指標	指標の定義
短期	①アウトリーチ活動参加者数	受注者及び連携事業者が提供する体験プログラム（アウトリーチ型）に実際に参加した市民の数
	②インリーチ活動参加者数	受注者及び連携事業者が提供する体験プログラム（インリーチ型）に実際に参加した市民の数
	③連携事業者数	本事業の趣旨に賛同し、市民の体験受け入れ等に協力する事業者の数
	④紹介状発行数・発行率	体験プログラム参加者のうち、民間施設等への紹介状を受け取った人数とその割合
	⑤スポーツ未実施層参加数・参加率	1年以上運動していなかった市民の体験プログラム参加人数とその割合
中期	⑥民間サービス新規加入者数	受注者及び連携事業者が提供する継続的なサービスに新規加入した市民の数

	⑦自主サークルへの移行者数	市民が自主的に運営するサークルに移行した市民の数
長期	⑧週1日30分以上のスポーツ実施率の向上	市民アンケートの結果 ※市が調査する（令和6年度調査46.0%）

8 成果物

(1) 定期業務報告書（毎月） 1部

「7 成果指標」に定める各指標を測定・分析したもの。

(2) 業務報告書（年間） 1部

定期業務報告書の年間の取りまとめによる整理や「6 業務内容」の「(3) 詳細業務」に関し、以下の観点を踏まえた分析、整理及びその実績をまとめたもの。

- ・「ア 体験プログラム」：実施内容や参加人数、プログラム内容の評価等
- ・「イ パートナーシップ構築」：連携で実施した取組みや連携に向けた取組み、評価等
- ・「ウ マッチング支援」：行動変容につなげる具体的な支援内容やその結果、評価等
- ・「7 成果指標」の各指標に対し、その実績を整理したもの。
- ・上記以外に実施した業務がある場合はその実績を整理したもの。

9 支払い

(1) 業務委託料は年2回に分割し8月、3月に支払うこととする。ただし3月分については、天災その他受注者の責めによらない理由により業務の中止等を行った場合には「8 成果物」で示す業務報告書に基づき、協議の上、業務委託料を確定し、必要に応じて変更手続きを実施した以降に請求するものとする。

(2) 発注者は受注者より適法な請求書を受領した後、30日以内に支払うものとする。

10 費用負担等

(1) 業務範囲と費用負担の区分

本業務の遂行に要する経費のうち、別紙積算内訳書に定める『委託対象経費』は発注者の委託料をもって充てる。一方、事業の実施に伴う講師指導料や参加者個人に帰属する保険料等（以下『実費等』という）が必要な場合は、受注者が参加者から徴収する参加費等をもって充てるものとする。

(2) 参加費の決定権と帰属

参加費を徴収する場合の額は、(1)で示す実費等に基づき受注者が設定するものとするが、公益性を踏まえ、適正かつ低廉な価格となるよう配慮すること。徴収した参加費は受注者の事業収入とし、発注者に納付する義務を負わない。また、参加費の収支について、発注者は不足分の補填及び余剰金の返還請求を行わないものとする。

(3) 責任の所在

参加費の徴収、領収書の発行、キャンセルに伴う返金対応、未払い等のトラブル対応は、すべて受注者の責任と負担において行うものとする。発注者はこれらに関与せず、一切の責任を負わない。

(4) 宗像市国民健康保険被保険者運動施設利用料金助成事業の取扱い

宗像市国民健康保険被保険者運動施設利用料金助成事業の対象となっている宗像市スポーツサポートセンター（宗像市民体育館多目的室）で実施される取組みに当事業の対象者が参加する場合、運動施設利用助成券を利用することができる。（上限 550 円/枚（教室 1 回につき 1 枚まで））

受注者は、徴収した運動施設利用助成券を月毎に管理し、当月分を翌月の 10 日までに発注者に確認のうえ宗像市健康福祉部国保医療課へ請求するものとする。

1.1 受注者の責務

(1) 受注者の責務において、利用者に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告をすること。

(3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

1.2 留意事項

(1) 「宗像市委託契約約款」に規定する「守秘義務」について違反した場合、受注者の責とし、金銭的損害が発生した場合においては全額を受注者が負うものとする。

(2) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

ア 再委託する業務の範囲

イ 再委託する合理性及び必要性

ウ 再委託先の業務履行能力

エ 再委託業務の運営管理方法

(3) 事業を行う際は、参加者等の安全を考慮し行うこと。

(4) 事業を行う際は、必ず発注者と連携し行うこと。

1.3 疑義等の解決

本仕様書に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方で協議のうえ決定する。